◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２００号(H25. 6. 7)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（５月３１日～６月６日分）
（１）乗合バスが水田に転落、横転した事故
（２）乗合バスの車内事故１
（３）乗合バスの車内事故２
（４）乗合バスがオートバイの運転者を轢いた事故
（５）貸切バスの火災事故
（６）タクシーにトラックが衝突した事故
（７）トラックがトラックに追突し炎上した事故
２．「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の公表について
３．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
４．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
７．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

◇◇◇

バスが乗客３名を乗せて運行中、乗客１名（女性、７５歳）が車内で転倒した。
この事故により、当該乗客が左仙骨を骨折する重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスが、バスロータリーへ右折進入する際、当該乗合バスの運転者が前方不注意により直進してきた対向車の発見が遅れ急ブレーキをかけたところ、当該乗客が座席から滑り落ち、転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故２
６月３日（月）午前７時４０分頃、静岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約１０名を乗せて運行中、車両最後部に着席していた乗客１名が座席から転落した。
この事故により、当該乗客が左足すねを骨折する重傷を負った。
事故現場は、車両がすれ違えない、待避所がある道幅の狭い右カーブで、事故当時、対向車両がスピードを上げて走行してくるのを確認したため、衝突をさけようと車を待避させ強めのブレーキをかけたところ、当該乗客が座席から転落した模様。

（４）乗合バスがオートバイの運転者を轢いた事故
６月５日（水）午前８時３０分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１名を乗せて第１車線を運行中、第２車線を走行していたオートバイが転倒し、当該オートバイの運転者を轢いた。
この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。
事故現場は、片側３車線の道路で、事故当時、当該乗合バスと併走する乗用車の後方から当該オートバイが急接近し、何らかの原因で転倒し、当該オートバイの運転者が、当該乗合バスの右後輪に巻き込まれた模様。

（５）貸切バスの火災事故
５月３１日（金）午後３時２０分頃、兵庫県において、同県に営業所を置く貸切バス（マイクロ）が乗客２１名を乗せて運行中、車両火災が発生した。
この事故による負傷者はいない。
事故当時、当該貸切バスのエンジンルーム付近より出火した模様。

（６）タクシーにトラックが衝突した事故
５月３０日（木）午後９時５０分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、トラックと衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。
事故現場は、片側２車線に右折専用レーンがある交差点で、事故当時、当該タクシーが走行車線を走行中、交差点内で転回しようとしたところ、少し後方の追い越し車線を走行していた当該トラックが衝突した模様。

（７）トラックがトラックに追突し炎上した事故

６月３日（月）午後１１時頃、石川県において、富山県に営業所を置くトラック①が路肩に停車中のトラック②に追突し、双方とも炎上した。
この事故により、追突されたトラック②の運転者が重傷、追突したトラック①の運転者が軽傷を負った。
事故当時、追突されたトラック②の運転者は、走行中に車両前方からタイヤが飛んできて、自社トラック②に衝突したため、路肩に停車させて降車し、携帯電話で警察に通報していたところ、後方から走行してきたトラック①に追突された衝撃で自社トラック②に轢かれた模様。

◇◇◇

については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

【５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。
今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思

います。
　今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html）

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、

自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆